

船舶事故調査報告書

平成30年1月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月16日 11時29分ごろ
発生場所	長崎県西海市魚釣埼東方沖 針尾港北防波堤灯台から真方位206°460m付近 （概位 北緯33°02.9′ 東経129°45.9′）
事故の概要	プレジャーボート海耀は、西北西進中、また、プレジャーボート昇信丸は、漂泊中、両船が衝突した。 昇信丸は、船長が負傷し、右舷側ブルワークの脱落等を生じ、また、海耀は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年7月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 海耀、5トン未満 292-34830長崎、個人所有 7.70m (Lr) × 2.05m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、昭和52年6月 B プレジャーボート 昇信丸、5トン未満 292-39212長崎、個人所有 4.35m (Lr) × 1.59m × 0.63m、FRP ガソリン機関、14.7kW、平成7年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年6月16日 免許証交付日 平成26年11月17日 （平成32年6月15日まで有効） B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月4日 免許証交付日 平成26年6月12日 （平成31年11月3日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

損傷	<p>A 左舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 右舷側ブルワークの脱落、右舷船首部外板にV字状の破口等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、幼児2人（以下「同乗者」という。）を乗せ、西海市の西海橋を見物する目的で、平成29年7月16日11時00分ごろ長崎県大村市松原漁港を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが、同乗者の1人を操舵室左舷側にある椅子に座らせ、もう1人をその後ろ側に立たせ、自身は同室右舷側にある椅子に腰を掛けて操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、トリム調節機で船首を水平線上にほぼ重なる位置に調節し、手動操舵により大村湾内を西北西進した。</p> <p>船長Aは、長崎県川棚町大崎南方沖を通過した辺りで、レーダー画面の左右上方に船影を認め、目視でも同船影が釣り船群であることを確認したが、進行方向には船影を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、航行を続けた。</p> <p>A船は、魚釣埼東方沖を約18ノットの対地速力で航行中、11時29分ごろ、船長Aが、衝撃音を聞いて機関を中立運転とし、右舷方を見たところ、海上に落水した船長Bと転覆したB船を認め、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、船長Bを救助したのち、118番通報を行い、B船をえい航して、長崎県佐世保市針尾漁港（崎針尾地区）に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、たい釣りの目的で、川棚町深浦の係留地を出発した。</p> <p>B船は、08時50分ごろ佐世保市明星ノ鼻南方沖の釣り場に到着し、船長Bが船外機を停止して漂泊しながら釣りをを行い、魚釣埼東方沖付近まで流されると明星ノ鼻南方沖まで船外機を使用して潮上りをするということを繰り返していた。</p> <p>船長Bは、B船の船首が東北東方に向いた状態で、右舷船首部の甲板上に置いた椅子に右舷方に向けて腰を掛け、右舷側にさおを出して釣りを行っていたところ、右舷船首方約500～600mにB船に向かって来るA船を視認したが、漂泊していた場所が針尾瀬戸東口の北端付近であり、そのうちA船がB船を避けて行くものと思い、釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、約100mに接近したA船を認めて立ち上がり、両手を振って大声を出したが、A船がB船を避ける気配がなく、危険を感じて、左舷船首方から海に飛び込んだ直後、その右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船に救助され、後日、受診した病院で、腰部打撲と診断された。</p>

	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんから操舵室内の通気のために、同室後部の入口扉を開けており、本事故当時、同乗者が外に出たり転倒しないように同乗者の様子を気にしながら操船していた。</p> <p>船長Aは、大人をもう1人乗船させておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、6月ごろから本事故発生場所付近で2～3日に1回の頻度で釣りを行って、ふだん、針尾瀬戸東口に入航する船舶は、同場所よりも南側を航行しており、B船の近くを航行する船舶を見掛けなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、魚釣埼東方沖を西北西進中、船長Aが、同乗者に意識を向けて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、大崎南方沖を通過した辺りで、レーダー画面の左右上方に船影を認め、目視でも同船影が釣り船群であることを確認したが、進行方向には船影を認めなかったため、前路に他船はいないものと思ったことから、同乗者に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、魚釣埼東方沖において漂流中、船長Bが、右舷船首方約500～600mにB船に向かって来るA船を認めた際、A船がB船を避けてくれるものと思いき、漂流を続けて衝突を避けるための動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船に向かって来るA船を認めた際、漂流していた場所が針尾瀬戸東口の北端付近であり、ふだん、針尾瀬戸東口に入航する船舶は、同場所よりも南側を航行するので、そのうちA船がB船を避けて行くものと思ったことから、釣りを続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、魚釣埼東方沖において、A船が、西北西進中、B船が、漂流中、船長Aが、同乗者に意識を向けて船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれるものと思いき、漂流を続けて衝突を避けるための動作が遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FRP製の小型船等はレーダーに映らない場合があるので、目視での船首方の見張りを適切に行うこと。 ・漂流中に接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれるものと

	<p>思い込まず、余裕がある時機に有効な音響による信号を吹鳴したり機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幼児等を乗船させる際は船長以外にも大人を乗船させることが望ましい。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

